

報道関係各位

件 名 令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金
について

第1 概要

今般、食費等の物価高騰に直面し影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」として対象児童一人当たり 5 万円の特別給付金を支給します。

第2 内容

1 支給対象者

①児童扶養手当受給者等：ひとり親世帯

→令和5年3月分の児童扶養手当受給者【申請不要】

②①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯：ひとり親世帯以外

→令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を受給した世帯等

【申請不要】

③①②以外で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を養育し、直近で収入が減収した（住民税均等割が非課税の子育て世帯と同水準）となった家計急変世帯等

【要申請】

2 支給対象児童

○ひとり親世帯分

対象児童推計 750 人（参考：令和 4 年度実績 661 人）

○ひとり親世帯以外の子育て世帯分

対象児童推計 650 人（参考：令和 4 年度実績 546 人）

3 支給額

児童一人当たり 5 万円

※申請不要世帯については令和 5 年 5 月 29 日（月）に支給

※要申請世帯については申請書類を審査後速やかに支給

4 申請受付期間

令和 5 年 5 月 30 日（火）から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

5 周知方法

広報、ホームページ、関係課窓口等で周知

担当者 子育て支援課長 須田あゆみ

連絡先 TEL 042-973-2111(内線 150)